

商品概要説明書

J Aなす南 サマーキャンペーン2019

(令和元年6月17日～令和元年8月30日適用)

商品名	・スーパー定期貯金〈単利型〉(1年) ・大口定期貯金〈単利型〉(1年)
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 1年(単利型) ・自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・20万円以上の新規資金 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・利子所得の金額に一律20.315%(所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ※大口定期貯金〈単利型〉(1年)にはマル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) スーパー定期貯金〈単利型〉(1年) ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 大口定期貯金〈単利型〉(1年) ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率 - 約定利率×30% C 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 ② 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率 - 約定利率×30% B 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>〈苦情処理措置〉</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または本店リスク管理室（電話：0287-96-6150）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>〈紛争解決措置〉</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の期間を利用できます。</p> <p>埼玉弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>—</p>
<p>懸賞について</p> <p>(1) 懸賞品抽選権</p> <p>(2) 懸賞品の抽選日</p> <p>(3) 懸賞品抽選方法</p> <p>(4) 当選番号の発表</p> <p>(5) 懸賞品の送付</p> <p>(6) 懸賞品の内容</p> <p>(7) 当選本数</p> <p>(8) 期限前解約</p> <p>(9) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期貯金預入金額 20 万円より 20 万円単位で 1 本の抽選番号を自動付与します。 ・自動継続後の定期貯金には懸賞品抽選権は付与されません。 ・抽選権は 000001 番から 000100 番を 1 ユニット（100 本/2,000 万円）とし、50 ユニット（10 億円）を販売します。 ・令和元年 9 月中旬以降 ・当 J A 所定の方法により厳正に抽選を行います。 ・当選はお一人様 1 点限りとしします。 ・抽選日の翌営業日以降に、店頭、ホームページ（http://www.ja-nasuminami.or.jp/）に掲示します。 ・令和元年 9 月以降当 J A 職員によりお届け予定です。 ・地元豪華農産物詰め合せセットはご当選者様のお名前でご家族様に発送をすることができます。なお商品の発送は日本国内に限らせていただきます。 ・ご当選者様または、発送先の住所が不明な場合や長期の不在などで賞品がお届け出来ない場合、当選を無効にさせていただきます。 ・お届けにあたっては、個人情報保護法を遵守し、お客様のプライバシーに配慮した取扱いをいたします。 ・①地元豪華農産物詰め合わせ（15,000 円相当）、②テーマパークチケットのどちらかお選びいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ※パークチケットはお一人につき 1 枚（計 2 枚）となります。 ※3 歳以下のお子さまはパークチケットなしでご入園いただけます。 ※パークチケットの有効期限は 1 年間です。 ※テーマパークまでの交通費、駐車場代などはご当選者様のご負担とさせていただきます。 ・懸賞品は一時所得となり、確定申告が必要な場合があります。 ・50 本 <ul style="list-style-type: none"> ※50 ユニット、販売総額 10 億円の場合の本数です。 ・この定期貯金は期限前解約できません。やむを得ず期限前解約する場合の取扱いは次のとおりとなります。抽選日前の解約の場合、抽選権は失効となり、懸賞品受取後の場合、懸賞品相当額をご負担いただきます。 ・ご当選された賞品の交換及び当選権利を他の方に譲渡または換金はできません。 ・やむを得ない事情により、賞品の提供が困難な場合、同等の賞品に変えさせていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A なす南